

平成25年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成25年9月10日 午前10時00分		議長	宮川 寛	
	閉会	平成25年9月10日 午後01時46分		議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	○			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	野尻 秀隆		七戸 一登			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員長（議員兼職）	多胡 裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	高橋 豊		町民課長	朝日 大二	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	小栗 幹夫	
	保健福祉センター次長	早坂 政志		国保児童診療所事務長	早坂 政志	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教育長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第49号	公平委員会委員の選任について
4	議案第50号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
5	議案第51号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
6	議案第52号	財産の無償貸付について
7	議案第53号	陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例
8	議案第54号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
9	議案第55号	地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
10	議案第56号	平成25年度陸別町一般会計補正予算（第4号）
11	議案第57号	平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
12	議案第58号	平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
13	議案第59号	平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
14	議案第60号	平成25年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成25年陸別町議会9月定例会を開会します。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

なお、町長より、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告について1件が提出されております。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告があります。

金澤町長。

○町長（金澤絃一君）〔登壇〕 行政報告を申し上げます。

第3回臨時会以降、本日まででございます。書面で1ページ、1枚物が配付されておりますが、その中から2点、さらにほかに3点、口頭で報告申し上げたいと存じます。

1点目につきましては、8月7日開催の十勝圏複合事務組合市町村長会議におきまして、十勝圏の消防の広域化を進めるための次の段階となります広域消防運営計画の策定作業に入ることにつき、19市町村長の合意がされました。この運営計画につきましては、消防組織法で定められておりまして、広域化後の円滑な運営を確保するための基本的な方針を定めるものであります。計画の策定に当たりましては、作業の節目におきまして議会に御報告し、御議論をいただきますとともに、パブリックコメントなどを通じて出されま

した住民の皆様からの御意見なども運営計画に反映していくこととなっております。

以上が、確認された内容であります。今後とも、市町村長会議など、その都度、議会に御報告を申し上げ、町民が安全・安心に暮らし続けることを第一に発言し、意見を反映していく所存であります。

続きまして、書面の次の行であります。8月9日に実施いたしました農業関係機関合同によります作況調査及び9月1日現在の十勝農業改良普及センター調べによる農作物生育状況について、御報告を申し上げます。

最初に、全般的に申し上げますと、4月下旬から5月下旬にかけては、低温と日照不足の状況が続き、作物の生育が心配されましたが、その後、天候が回復いたしまして、全体的には、生育は平年並みに推移をしております。しかし、8月中旬以降の天候不順や局地的な集中豪雨に見舞われる地域もありまして、農作業がおくれぎみと言えます。

次に品目別に申し上げます。

小麦の作付面積は、昨年より少しふえまして、約170ヘクタールありました。品質は、「きたほなみ」に加えて一部「ゆめちから」も栽培されております。収穫につきましては、8月13日で収穫が終了し、10アール当たりの収量は、昨年より減の8.38俵となりました。次に、デントコーンにつきましては、昨年の播種作業につきましては平年並みで行われました。その後も好天に恵まれ、生育状況は平年よりも3日から4日進んで推移しております。しかし、9月1日の調査において、一部で「すす紋病」と思われる症状が確認されております。今後はその経過を見ながら、収穫期を早めるなどの対応が求められる可能性があります。

次に、ビートの播種、移植につきましては、適期の局地的な降雨によりおくれまして、生育は平年よりもややおくれで推移いたしました。その後、好天により回復したものの、8月中旬からの日照不足によりやや停滞ぎみで、現在は平年並みで推移をしております。牧草につきましては、春先が低温であったことから、萌芽期が3日おくれとなりました。5月下旬から気温が上昇しまして、生育は平年並みで推移をいたしております。一番草の収穫は、平年よりも早く始まりましたが、6月下旬に雨天が続いたことから、収穫期は3日おくれとなりました。二番草の生育は、天候回復から3日から4日進んでいるものの、収穫期に雨天が続き、作業は5日のおくれとなっております。

以上が、農作物生育の状況であります。

次に、3点目につきましては、社会福祉法人北勝光生会について御報告を申し上げます。6月定例議会後の経緯等について御報告を申し上げたいと存じます。

社会福祉法人北勝光生会の前理事が14日付で退任することに伴いまして、6月14日に法人の評議会が開催され、新理事、新監事が選任をされました。翌15日には、法人の理事会が開催され、新理事長に石橋強氏が選任されました。6月20日、法人評議会及び理事会が開催され、池田靖氏が常務理事に選任をされました。その後、7月10日、法人より北海道に対し勧告事項改善状況報告書及び陸別町に対し指導監査改善計画書が提出さ

れました。この改善状況報告書及び改善計画書につきましては、法人と北海道及び陸別町で、それぞれに内容の精査が行われ、計画に基づき改善が実施され始めているところであり、なお、この件につきましては、北海道と陸別町で2カ月に1回程度の随時指導監査が行われ、計画の進捗状況などが確認されることとなっております。

7月23日、法人評議会の開催、翌7月24日、法人理事会が開催され、任期満了に伴いまして、平成25年7月25日からの理事及び評議員が選任されました。現在、改善計画等とは別に、全理事が担当施設などを分担して運営にかかわる取り組みを始めていると聞いております。なお、製材工場における製材事業の再開につきましては、体制が一変し、製材工場についても再開に向け取り組まれており、現在10月1日からの稼働に向け準備を進めていると、石橋理事長より報告がありました。3点目は、以上です。

4点目につきましては、スクールバス関係2件の事故について御報告申し上げます。

1件目、町有車両庫構内の事故についてであります。

7月1日月曜日の午前6時36分ごろ、町所有の殖産トラリ線のスクールバスが構内に駐車中の車に接触し、破損させる事故が発生いたしました。事故の原因は、スクールバスの運行を委託している陸別ハイヤー有限会社の運転手が構内にスクールバスを駐車させようと後進する際に、後方確認を怠ったために発生したものであります。幸い、この事故に伴うけが人はなく、大事には至りませんでした。また、スクールバスにおいても、損傷等はありませんでした。今後、このような事故がないように、委託業者に対して構内に私用車を駐車させない、安全運転、安全教育などを職員に対して徹底するよう強く指示したところであり、大変申しわけございませんでした。

2件目、もう1件ございまして、7月12日金曜日の午前7時10分ごろ、町所有の殖産トラリ線のスクールバスが国道242号線足寄町大誉地付近を走行中に、対向車とすれ違った際、スクールバスのフロントガラス右下部に飛び石が当たりまして、直径約2センチほど損傷する事故がありました。対向車につきましては、お互いに走行中でもあり、確認が取れない状況にありました。また、この事故によるけが人はなく、スクールバスの損傷につきましても既定予算で対応し、運行等に支障はありませんでした。まことに申しわけございませんでした。

以上、2件、今回の事故に係る必要な経費を予算計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

5点目、最後に、町内での局地的豪雨による被害について御報告申し上げます。

8月21日水曜日に、大誉地で最大時間雨量24ミリ、25日日曜日に小利別で29ミリ、市街地で27ミリ、本苦務で25ミリ、上陸方面で21ミリメートルを記録いたしました。今回の雨で、町道19カ所で部分的に路面砂利が流されたため、原材料費140万円、農道2路線2カ所で路肩のり面の一部欠損をしたため、委託料に90万円を計上しております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお、ほかに町道で、8路線13カ所で路肩の欠損や横断管の土砂埋そくがありまし

た。早急な補修、除去が必要なため、既定予算で対応をいたしました。

以上で、行政報告を終わりたいと存じます。なお、お配りしてあります発注一覧表につきましては、後ほどごらんいただきたく存じます。

終わります。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。書面の中から1点、御報告いたします。

8月25日、第46回町民スポーツレク大会を町民運動場において11チームの参加によりまして開催いたしました。昨年、事情により欠場した新町1区チームですが、有志が中心となり新町同好会を組織して参加をいただきました。しかし、大通チームがチーム事情により欠場となり、昨年同様の11チームで開催となりました。伝統の種目の日産オフロードレースや310歳リレーなど、9種目の競技に熱戦が繰り広げられ、共栄第1チームが昨年に引き続き4回目の優勝を遂げました。大会の終了を待っていたかのように雨が降り出しましたが、各チームにおかれましては祝勝会や慰労会などが開催され、地域の親睦と交流が深められたことであります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番野尻議員、5番七戸議員を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議し

ておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕 平成25年陸別町議会9月定例会の運営について、去る9月6日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会における町長から事前に配付のありました案件は、平成24年度各会計決算認定を含め19件であります。議会関係では、発議案1件、意見書案2件を予定しております。合計いたしますと22件であります。本定例会は、決算認定に係る議案も含まれておりますので、資料準備期間等を鑑み、検討の結果、会期は、お手元に配付しました予定表のとおり、本日から9月27日までの18日間と決定いたしました。9月12日及び9月27日につきましては予備日としております。議事進行状況により、日程の変更もあることを御了承願います。また、会期中に追加議案等が生じた場合につきましては、議会運営委員会において取り扱いを協議したいと思っておりますが、急を要する案件であると認められる場合につきましては、休会中に会議を開くことも考えられますので、御理解を願います。

議案の一括議題につきましては、議事の効率化を図る上から、提案理由が同一のものについては一括することとし、議案第52号の財産の無償貸付についてと議案第53号の陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例、議案第56号から議案第60号までの平成25年度補正予算5件及び議案第61号から議案第67号までの平成24年度決算認定7件をそれぞれ一括して説明を受けることとし、質疑、討論、採決は別々に行うこととしましたので御了承願います。

平成24年度各会計の決算認定についてであります。会期前半に議案説明から監査委員への質疑までを行った上で休会を設け、質疑、討論、採決は、第17日目の9月26日以降、各会計ごとに行う予定であります。資料請求に関しては、本日の会議終了後、議員協議会において説明があります。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月27日までの18日間とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月27日までの18日間とすることに決定しました。次に、お諮りします。

議案審査等のため、9月13日から9月25日までの13日間は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月25日までの間は、休会とすることに決定しました。  
次に、お諮りします。

9月13日から9月25日までは休会とすることに決定しましたが、急を要する追加議案が生じた場合については、陸別町会議規則第10条第3項の規定に基づき、特に会議を開くことにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、特に会議を開く必要があると認めた場合は、休会中に会議を開くことに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第49号公平委員会委員の選任について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第49号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第49号公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員のうち1名が平成25年9月30日付で任期満了となりますことから、議会の同意をいただきまして選任をしようとするものでございます。

現委員の森よし子さんにつきましては、平成20年7月10日から公平委員会委員として御尽力いただいております。現委員の森よしさんを、引き続き選任をしたいと考えております。

森さんは、昭和40年3月に陸別中学校を卒業され、その後、家業の農業を手伝われ、昭和49年3月、夫の光吉さんと御結婚されております。森さんは、平成17年から今年の7月まで、8年間にわたり社会福祉法人北勝光生会の評議員として福祉施設の運営など、地域の社会福祉の推進に御活躍をされました。森さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務に理解がありまして、人物、識見とも申し分のない方だと考えております。

何とぞ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第49号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第49号は、同意することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第50号固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第50号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第50号固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員のうち1名が平成25年9月30日付で任期満了となりますことから、議会の同意をいただきまして選任をしようとするものでございます。

現委員の依田美實氏は、平成19年10月1日から固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております。現委員の依田美實氏を、引き続き選任したいと考えております。

依田氏は、昭和48年3月、道立帯広農業高等学校を卒業され、家業である酪農を営み、平成4年には妻の活代さんと御結婚をされております。依田氏は、人物、識見とも申し分のない方でありますので、どうか御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮川 寛君) これから、議案第50号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は、同意することに決定しました。

---

◎日程第5 議案第51号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第5 議案第51号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第51号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、住民基本台帳法の一部改正等に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議をするため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） それでは、議案第51号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明をさせていただきます。

資料は、資料ナンバー1に掲載させていただいております。資料によって御説明をさせていただきます。資料ナンバー1をお開きください。

この改正内容であります。ごらんのように新旧対照表で示してございます。左が現行、右が改正後ということになってございます。現行の規約で、別表第2、この部分の備考の2が変更となるところでございます。別表第2の（第19条関係）となっておりますが、このことにつきましては、関係市町村の負担金等を定めた規定となっている部分でございます。その中で、このたび住民基本台帳法の一部を改正する法律において、昨年、平成24年7月9日より外国人住民に係る住民票を作成することになったことに伴いまして、不用となる文言を削除し、改めるものでございます。

資料の説明は、以上となります。

それでは、議案書の3ページにお戻りください。

議案を読み上げさせていただきます。

議案第51号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するであります。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則。

1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行する。

2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるであります。

以上であります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第52号財産の無償貸付について

◎日程第7 議案第53号陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第52号財産の無償貸付について及び日程第7 議案第53号陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第52号財産の無償貸付についてであります。株式会社テレビ北海道のテレビ放送中継局の開局に伴いまして、陸別デジタルテレビ中継施設に係る町有財産を無償貸し付けするため、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるところでございます。

続きまして、議案第53号陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、これも同じく株式会社テレビ北海道のテレビ放送中継局の開局に伴いまして、所要の改正、事項を加える改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第52号、議案第53号を一括提案をさせていただきたいと存じます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） それでは、議案第52号財産の無償貸付について御説明させていただきます。

ただいま、町長のほうから提案理由の説明がありましたとおり、既存の民放4局と同様に無償貸し付けを提案する内容となっております。

それでは議案本文を読み上げます。

財産の無償貸付について。

次により、財産を無償貸し付けする。

1、貸付財産、陸別デジタルテレビ中継局施設。

2、所在地、陸別町字上利別8番地46、50、71、109。陸別町国有林1016や・れ、1017へ・い2林小班。

3、貸付目的、テレビ放送の公共性により、町民の生活文化の向上に資するため。

4、貸付期間、供用開始の日から10年間。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通東6丁目12番地4、株式会社テレビ北海道、代表取締役社長、関口尚之。

以上であります。

続きまして、議案第53号について御説明申し上げたいと存じます。

資料につきましては、資料ナンバー2の1、2の2に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

議案書の5ページにお戻りください。

議案第53号陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例。

陸別町テレビ放送中継局設置条例（平成21年陸別町条例第21号）の一部を次のように改める。

第4条の表に、次のように加える。

株式会社テレビ北海道、札幌市中央区大通東6丁目12番地4。

附則。

この条例は、規則で定める日から施行する。

以上であります。

以後、御質問にお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第52号財産の無償貸付についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） これは、町民の生活文化の向上に資するというので、大変いいことではないかなと思うのでね。一番町民が知りたいのは、この供用開始というのはどのような状況で進んでいるのかだけお聞きします。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） この工事につきましては、テレビ北海道の中継局の整備工事

につきましては、発注一覧にもございますとおり、本年の7月発注になっているものでございまして、ただいまの進捗率といたしましては、まず準備段階でございまして、進捗率が10%となっております。なお、今月から本格的な作業が開始となります。それによりまして、今、予定では11月には試験波を出しまして、まだ確定ではありませんが12月を目途に開局を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号財産の無償貸付についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第53号陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号陸別町テレビ放送中継局設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第54号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第 8 議案第 5 4 号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 5 4 号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、町営住宅のうち、新町団地の建てかえによりますQ棟、R棟の用途廃止、取り壊し及びK棟、L棟の供用開始並びに用地確定に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 議案第 5 4 号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

まず、資料 3 の 1 を御参照願います。

今年度、建設中であります新町団地公営住宅K、L棟、黒い太線で囲われた部分であります。6月21日から10月31日までの工期で建設中であります。この団地の中に、313番地の6に関しましては、E棟からL棟まで含めた1筆の土地でありました。そのため、今回、町道整備、町営住宅整備の完了に伴いまして、管理上から町営住宅用地と町道用地とに分筆をしました。したがって、この1筆でありました土地が3筆となりまして、E、F棟が元地番の313番地の6で変わらず、IからL棟は313番地の35となります。町道新町8号通りは313番地36となります。なお、平成23年度建設の単身者住宅G棟、H棟に関しましては、元地番の313番地6のままでありますので、陸別町特定公共賃貸住宅設置条例の改正はありません。

次に、資料 3 の 2 を御参照願います。

公営住宅Q棟、R棟、2棟8戸の取り壊しは、今、取り壊し中でありますが、8月9日から10月31日までの工期で行っております。この建物は、昭和50年度のブロック造で38年経過しております。なお、更地になった後には、今年度計画を進めております陸別町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定、言ってみれば公営住宅のストック計画であります。これに基づきまして整備を行っていく予定であります。

議案第 5 4 号本文にお戻りください。

町営住宅設置条例の一部を改正する条例ということで、町営住宅設置条例（平成9年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、陸別町字陸別西1線313番地6、E棟2戸、平成23年度、木造平屋2LDK、住戸1・2、床面積69.56平米、以下、F棟も同じとなります。E、F棟に関しましては元地番のまま、下の欄を見ていただきますと、元地番のままの西1線313番地の6であります。あと、I、J棟に関しましては、下の段を見ていただきますと、

西1線313番地の35という新しい番地となります。西1線313番地9のQ棟、R棟に関しましては、先ほど御説明したとおり解体取り壊しとなります。下の段に移りまして、先ほどE、F、I、J棟に関しましては御説明したとおりであります。あと、新たに今年度建設しておりますK棟2戸、平成25年度木造平屋2LDK住戸番号1・2、床面積66.24平米、L棟も同じ床面積となります、に改めるということであります。

附則。

この条例は、平成25年11月8日から施行する。11月8日の理由なのですけれども、建設工事、解体工事が同じ10月31日で完了することに伴いまして、完了検査を11月8日で設定したことによるものであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第54号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） 11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第9 議案第55号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第55号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第55号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律等が公布されましたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） それでは、議案第55号について御説明させていただきます。議案第55号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

条文の新旧対照表につきましては、資料のナンバー4の1、4の2に掲載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。こちらの資料4の1につきまして、新旧対照表を掲載してございますが、地方税法の改正が平成25年3月30日に公布されております。その中で、延滞金の割合、利率の引き下げに伴いまして、今回、税以外の税外収入等の関係条例について改正する内容となっております。この改正内容につきましては、本年5月の第2回の臨時会において可決、改正済みの町税条例、税関係のほうの条例の内容と同様になってございます。このたび、その関係条例第1条から第5条まで、第1条につきましては陸別町税外諸収入金の徴収に関する条例でございます。内容といたしましては、附則に第3項を加えたものでありまして、延滞金の割合の特例条文を新たに規定した内容となっております。

第3項を読み上げます。

第1条、陸別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正。

附則。

第3項でございますが、当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により、告示された割合に年1%の割合を加算した割合を言う。以下この項において同じ。）が、年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とするというものでございます。

これは、端的に御説明申し上げますと、前回の税条例の改正のときにも御説明させていただいたのですが、こちらは、現在、税外諸収入の徴収に関する条例につきましては特例の規定がございまして、新たに特例について規定するものでございまして、本則が7.3%の割合です。それが、改正後は3.0%になるというものでございます。

以下、第2条につきましては道路占用料徴収条例、第3条につきましては普通河川管理条例、こちらの二つにつきましては、この延滞金の特例の割合につきまして、現在、特例規定がございません。本則どおりとなっております。これをちょっと左右新旧で見ただけだと、第2条の下から2行目、下線の部分であります。附則第3項を準用するという規定にしてございます。この附則第3項というのは、今御説明いたしました第1条の税外諸収入金の徴収に関する条例の第3項を準用するということになります。

続きまして、第4条の介護保険条例の一部改正ということにつきましては、こちらも現行の条例では、特例の規定がございません。したがって、延滞金の割合の特例、これを新設する内容となっております。条文の内容につきましては、新設ではありますが、新たに、今申し上げましたとおり、本則7.3%が3%になります。これは1カ月以内の延滞金の部分でございまして、1カ月後はといいますと、いずれの条例も現行の14.6%が改正後9.3%になるということで、5.3%利率が下がるという内容になってございます。

最後、第5条でございまして、後期高齢者医療に関する条例の一部改正ということでございます。こちらにつきましては、現行条例におきまして、延滞金の割合の特例というものが設けられております。これを今回の地方税法の改正に伴いまして、同じように特例から特例、これだけが現行の特例が4.3%になってございますので、改正後3.0%というような内容になってございます。

なお、申しおくれましたけれども、第5条、これは字句の訂正がございまして、御確認、記入していただきたいと思っております。新旧対照表、新のほうの第5条の下から3行目、「割合と」で終わっていますが、「割合とし」、ひらがなの「し」が入りますので御訂正のほどよろしくお願いいたします。

以上、延滞金の特例につきまして、新設、あるいは準用、あるいは特例の改正という3点の内容になっているものでございます。

本条例の本文の説明は以上とさせていただきます。議案書8ページにお戻りいただければと思います。

議案書の条文の本文の読み上げは省略させていただきます。附則から読み上げたいと思っております。

8ページ、附則。

(施行期日)

1、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2、この条例による改正後の陸別町税外諸収入金の徴収に関する条例附則第3項、陸別町介護保険条例附則第6条及び陸別町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるでございまして。

以上であります。

雑駁な説明でありましたが、以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

説明が複雑ですので、理解できないことも含めて質疑を許します。

佐々木副町長、補足がございます。

○副町長（佐々木敏治君） 若干補足をさせていただきます。

先ほど、町民課長が説明したように、地方税法の法律改正が3月にありまして、3月30日に公布された。それで5月の臨時会で町税条例、延滞金の関係を含めて改正をさせていただきました。本来であれば、その時点で関係する条例全てについても改正すべきだったのですが、若干チェック漏れがありまして、今回になったということことで、まず御理解をいただきたいと思います。

それで、内容としては、延滞金の特例の見直しに伴って、今回関係する条例全てについて改正をするという条例になっております。それで、延滞金の改正内容は、本則では1カ月以後の延滞金については14.6%の率になっておりますけれども、今回の改正後の特例によって、それが9.3%に率が下がるということ。それから、1カ月以内の延滞金7.3%、これは条文にもありますけれども、それが見直しによって3%に下がると、そういう内容の改正になっております。条文上はちょっと複雑になっておりますけれども、附則の追加ですとか、本文改正ですとか、この特例に伴う河川条例とか道路条例、道路関係については税外収入を準用するという、そういう改正になりますので、そこら辺を御理解いただきたいと思います。ちなみに、地方税法のこの延滞金の改正については、来年の1月1日からの施行ということになります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第 1 0 議案第 5 6 号平成 2 5 年度陸別町一般会計補正予算（第 4 号）
  - ◎日程第 1 1 議案第 5 7 号平成 2 5 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
  - ◎日程第 1 2 議案第 5 8 号平成 2 5 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）
  - ◎日程第 1 3 議案第 5 9 号平成 2 5 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
  - ◎日程第 1 4 議案第 6 0 号平成 2 5 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 0 議案第 5 6 号平成 2 5 年度陸別町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 1 4 議案第 6 0 号平成 2 5 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）までを 5 件一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 5 6 号平成 2 5 年度陸別町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 3, 9 9 7 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 9 億 8, 4 2 0 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、議案第 5 7 号平成 2 5 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 4 5 9 万 3, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 4, 9 9 5 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、議案第 5 8 号平成 2 5 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 3 3 万 8, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 6 6 1 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、議案第 5 9 号平成 2 5 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 7 1 万 6, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2, 8 6 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、議案第 6 0 号平成 2 5 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 6 1 7 万 6, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 5, 2 1 3 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

とするものでございます。

以上、議案第56号から第60号までの平成25年度の補正予算につきまして、5件一括提案を申し上げたいと存じます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、私のほうから、議案第56号から第60号まで一括説明をさせていただきます。

議案第56号平成25年度陸別町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項でありますけれども、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、9ページをお開きください。

## 2、歳出。

1款議会費1項議会費1目議会費14節使用料及び賃借料19万7,000円。これは、この説明欄にあります賃借料、車両借上料21万2,000円を追加するものでありまして、その上の使用料、施設等入場料、有料道路通行料、これは当初予算で計上しておりますけれども、それぞれ3,000円、1万2,000円を減額して、差し引き19万7,000円を追加するものであります。この費用につきましては、議会の行政視察に係る費用ということで御理解をいただきたいと思ひます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費15節工事請負費2,704万8,000円。これは、工作物解体・撤去ということでありますけれども、分線・川上間の橋梁が今現在4橋ございます。各2橋を25年度と26年度で2橋ずつ撤去をしていきたい考え方を持っております。今年度、25年度につきましては、分線から依田さんの坂をおりていて最初の橋のところには橋梁がございますが、その二つの橋梁を今回撤去すると。工事請負費としては2,704万8,000円、2橋分になります。これは、従来から冬期間の雇用対策ということで、冬場の作業ということで考えてございます。

24節投資及び出資金1億円。これは備荒資金組合への出資となります。

7目の企画費19節負担金補助及び交付金150万円。補助金でありまして、太陽光発電設置事業の50万円の3件分の追加となります。当初で1件見て、50万円を計上しておりましたけれども、既に1件が補助を使っているということで、現在、要望等もございまして、3件を追加をしているということになります。

次のページになります。

2款総務費5項統計調査費1目の指定統計調査費1節報酬、調査員報酬2万2,000円。11節需用費、消耗品費で5,000円の減額。これは、5年ごとに1回実施しております住宅土地統計調査、これは当初予算でも計上しておりますけれども、報酬については当初2名で計上しておりましたけれども、今回、道のほうから調査員1名の増ということで内示がございました。その不足分2万2,000円と消耗品費の精査によります5,000円の減額となっております。ちなみに、歳入で1万6,000円の収入がございません。

3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費23節償還金利子及び割引料8万6,000円。国庫補助金等返還金でありまして、これは平成24年度分の地域生活支援事業の確定に伴う国への返還金が7万4,000円、同じく障害児通所給付費の確定に伴う国への返還が8,496円、同じく障害児施設措置費確定に伴う北海道への返還3,309円となっております。それから、28節繰出金4,000円、これは介護保険事業特別会計への繰出金であります。

2目の老人福祉費、資料のナンバー5をお開きいただきたいと思います。

資料ナンバー5は、住民参加型高齢者生活支援等推進事業の資料になっております。目的について読み上げたいと思いますが、高齢者が住みなれた地域で医療、介護、福祉サービスやさまざまな生活支援サービスが切れ目なく提供される体制、地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターや介護事業者、社会福祉協議会、民生委員、町内会などの地域の関係者において、高齢者を支える地域づくりを目指すという目的がございました。これは、今回、新規の事業であります。

2の補助対象事業でありますけれども、(1)として住民参加型地域づくり推進事業、①から③の事業がございまして、①として、関係機関との事前検討及び住民等への周知、アとして、住民等への説明会の開催、意見交換会の開催など、ここに記載のとおりであります。それから、イとして、地域住民の関係者に対し、住民参加型の地域づくりを進める趣旨や関係者との意見交換会の開催や参加の呼びかけを行う。考え方としては、事前検討会議を3回ほど予定しております。それから、住民説明会を1回程度予定しております。それから、②として、住民等の意見交換会の開催、ここに記載のとおりでありますけれども、この意見交換会については3回程度予定をしております。それから、③の今後の施策検討及び住民等への報告。これについては、検討会議を1回、それから、住民への結果報告会を1回程度開催を予定していきたいという考え方を持っております。

それで、3の補助金でありますけれども、北海道補助金でありまして、10分の10、100%の補助金がございまして、補助対象経費については、ここに記載のとおりになっております。

4の予算でありますけれども、賃金から報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品として、総額117万8,000円を今回追加をお願いをするものであります。

それでは、予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

2目の老人費ありますけれども、今説明したとおり、7節の賃金、臨時事務職員賃金25万3,000円。8節の報償費、謝礼金、これは講演会の報酬でありますけれども、1回分を見ておまして5万円。それから、9節の旅費4万6,000円、これは普通旅費であります。包括支援センター職員の4名分の旅費となります。それから、11節の需用費9万6,000円、消耗品費で5万円、食糧費で1万円、次のページの印刷製本費で3万6,000円、これは講演会のチラシですとか、そういったものの印刷製本費となります。それから、12節の役務費4,000円、これは手数料でして新聞折込手数料。それから、13節の委託料20万円、これは住民参加型高齢者支援事業として、北勝光生会のほうへの委託を考えてございます。それから、18節の備品で52万9,000円、これは事務用備品でありまして、ホワイトボードですとかプロジェクター、デジカメなどの備品の購入になります。

それから、3款民生費2項児童福祉費1目の児童福祉総務費。資料のナンバー6をお開きいただきたいと思えます。資料ナンバー6、これも新規の事業でありまして、市町村子ども・子育て支援事業計画関係資料ということになります。

この上段にございますが、子ども・子育て関連3法が平成24年8月22日に公布されました。その内容としては、一つ目に子ども・子育て支援法、それから二つ目に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、認定こども園法の一部改正法となります。3番目として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）とございますが、この3法の正式な施行日は、一部の規定を除きまして、国は27年度施行を想定しているところであります。

子ども・子育て支援法のポイントとして、①から⑩まで、ここにポイントとして記載をしております。今回、予算に直接関係する部分でいきますと、特に⑤、⑦、⑩となります。

まず、⑤は、国は市町村及び都道府県に対し、国の方針に則した5年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画書、市町村（都道府県）子ども・子育て支援事業計画の策定を義務化しております。当町としては、来年度、26年度に、この計画を考えているところであります。

それから、⑦でありますけれども、国は市町村及び都道府県に対し、市町村（都道府県）子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者の意見反映のため、審議会その他の合議制の機関、地方版子ども・子育て会議の設置を法整備上で努力義務化をしております。これについては、今後、条例制定の考え方で進めていく考えでございます。

⑩ですけれども、国及び地方公共団体は、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、保育の需要及び供給の状況の把握に努める。つまり、今回の予算に関する部分であります。これは、子ども・子育て支援事業計画への前段の取り組みとして、基礎

資料をつくるという内容であります。保護者、0歳児から小学校6年生までの保護者へのアンケートなどの実態調査を含む、その集計ですとか分析などもございます。

それでは、予算書の11ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

今説明した内容の委託料262万5,000円であります。これは全額北海道補助の歳入があります。

2目の児童福祉施設費4節共済費3,000円。これは、社会保険料、労災保険料の追加になります。7節の賃金、臨時保育士賃金86万8,000円の追加となります。実は、未満児保育の関係で、未満児が当初予算では5名を見ておりましたけれども、9月1日現在では7名ふえまして12名になっております。その後、また申し込みがございますので、12月時点では15名に未満児の入所が見込まれている状況がございます。それに伴いまして、それにかかる賃金が不足するというので142万9,740円の追加となります。既に予算は執行しておりますけれども、他の予算の賃金の精査によりまして、差し引き86万7,480円の追加をお願いする内容であります。

次のページ、4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金、負担金、十勝圏複合事務組合に8万8,000円。これは、帯広高等看護学院のボイラーが故障しまして、その修繕にかかる追加の負担金となります。2目の保健衛生施設費18節備品購入費、管理用備品1万9,000円。実は、公衆浴場用の掃除機1台を更新したいという内容でありまして、今のものが平成16年に購入しまして約10年を経過しております。故障しがちということで、今回更新をしたいということで予算のお願いをしております。

それから、6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費19節負担金補助及び交付金、補助金、経営体育成支援事業300万円であります。

資料ナンバー7をお開きいただきたいと思います。

資料ナンバー7は、経営体育成支援事業でありまして、1の事業の仕組みから7の事業内容まで記載をしております。これは、3に事業の助成対象者と書いてありますが、(2)の下に米印で農協は助成対象外ということになります。つまり、個人の農家、あるいは法人の農家ということになります。それで、7の事業内容、農業生産法人ということで1社、中心経営体としてスプレーヤー1台、これは防虫剤ですとかそういったものを散布する機械でありますけれども、300万円を町経由でその事業者に交付するという内容であります。歳入でも同額を見てございます。

それでは、予算書の12ページにお戻りをいただきたいと思います。

4目の畜産業費11節需用費5万3,000円、修繕料でありますけれども、実は平成21年5月に購入した日産のクリッパーですが、エアコンですとかラジエーター、サーモスタットなども故障しまして、その修繕に費用として5万3,000円。それから、5目の農地費13節委託料90万円、農業用施設維持管理でありますけれども、先ほど町長の行政報告が口頭でございましたけれども、8月21日、8月25日の局地豪雨によりまし

て農道止若1号支線と農道林内1号線、農道2路線の90万円の補正であります。資料8を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

それから、6目の営農用水管理費15節工事請負費19万2,000円。これは、水道工事でありまして、給水管の布設です。これは第2トラリ地区の営農用水の関係でありまして、1戸分給水管の切りかえでありまして、道のほうから26年度に予定した1戸分を今年度前倒しでやるという指示がございましたので、19万2,000円を追加しております。

次のページ、7款の商工費、1項の商工費3目の観光費19節の負担金補助及び交付金9万2,000円、補助金として、しばれフェスティバル開催事業でありますけれども、実は10月19日に東京都内で開かれます電機連合との友好25周年の記念レセプションに実行委員長が参加するということがございましたので、その旅費分を今回追加をしております。

それから、8款土木費2項道路橋りょう費2目の道路維持費16節原材料費140万円。これは、先ほど説明しました局地的豪雨に伴う町道19カ所分にかかわる路面整正用の砂利495立方でございます。

それから、8款土木費5項下水道費1目の下水道費28節繰出金、公共下水道事業特別会計への繰出金13万5,000円の減額となります。

それから、10款教育費1項教育総務費4目のスクールバス運行管理費22節の補償補填及び賠償金、賠償金、車両事故23万5,000円ではありますが、これは先ほども町長から口頭で説明もありました町有車両庫内で起きた7月1日の殖産トラリ線スクールバス事故に係る損害賠償金であります。

次のページは、一般会計において、統計調査員の報酬の追加がございましたので、15ページに特別職の給与費明細書をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

以上で歳出を終わりました、歳入5ページをお開きください。

5ページ、1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回、歳出予算の歳入不足分を地方交付税、普通地方交付税ですが1億503万5,000円を追加しております。当初、既定額として21億1,166万4,000円ですが、内訳としては普通地方交付税で19億3,166万4,000円、特別地方交付税で1億8,000万円を計上してございました。今回、普通地方交付税で1億503万5,000円を追加しまして、普通地方交付税は20億3,669万9,000円、特別地方交付税が1億8,000万円ということで、22億1,669万9,000円となります。今年度、普通地方交付税が確定しました、23億4,836万5,000円で確定をしております。その差額分3億1,165万6,000円を現在留保しているということになります。

それから、12款使用料及び手数料1項使用料2目の民生使用料2節の児童福祉使用

料、保育料であります、70万円。これは、先ほど歳出で説明しました未満児の入所増に伴う保育料の追加となります。

14款道支出金2項道補助金1目民生費補助金1節社会福祉費補助金117万8,000円、住民参加型高齢者生活支援等推進事業費補助金であります。2節の児童福祉費補助金262万5,000円、説明欄にあるとおり子育て支援対策事業費補助金であります。

それから、4目の農林水産業費補助金1節の農業費補助金、地域づくり総合交付金120万円の追加。それから、経営体育成支援事業補助金300万円であります。なお、地域づくり総合交付金は、これは加工センターの改修に係る補助金でありまして、6月補正において560万円を予算計上しておりましたけれども、今回、道のほうから680万円の内示がございました。それで120万円を追加ということになります。

次のページ、2節の林業費補助金130万円。これは、経営林道ポイントマム川沿線改良事業補助金であります。これも先ほどの加工センターと同様、6月定例会において520万円の補助金を予算計上しておりましたけれども、今回650万円の内示がございました。その追加分130万円を今回補正するものであります。

それから、14款道支出金3項委託金1目総務費委託金4節の統計調査費委託金、統計調査委託金で1万6,000円の追加となります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金60万円、1節の総務費寄附金、ふるさと整備基金で、寄附1件の10万円。2節教育費寄附金、学校施設整備資金、寄附1件で、50万円であります。

それから、17款の繰入金1項基金繰入金3目のふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金、1節のふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金1,620万円。これは、先ほど歳出で説明をしました、ふるさと銀河線の橋梁撤去2基、第14利別川、第15利別川の二つの橋梁撤去費用に対する基金充当になります。1,620万円。

それから、19款諸収入5項の雑入3目の雑入5節の雑入、613万3,000円あります。説明欄にありますけれども、車両損害共済給付金。これは、先ほどの歳出でも説明をしましたがけれども、7月1日のスクールバスに係る事故分が23万4,756円。それから、7月12日の事故にかかわる分25万7,250円、合わせて49万2,006円の共済給付金であります。それから、不用物売払収入95万4,000円、これはふるさと銀河線の第14、第15利別川橋梁の鉄桁の撤去に伴う売払収入であります。それから、市町村振興協会助成金100万円、これは第5回ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつりで、花火分といいますか、100万円を増額しておりますけれども、宝くじの補助金が認められたということで、今回その100万円の追加になります。それから、介護給付費負担金等精算返還金268万1,000円、これは平成24年度の介護保険特別会計からの精算に係る返還金であります。それから、退職手当組合事前納付金精算還付金100万6,000円。これは退職手当組合に事前納付をしておりますけれども、その平成22年度から平成24年度分の3年間分の精算に伴う退職手当組合からの還付金となります。

それから、5目の過年度収入1節障害者福祉費等負担金過年度収入190万9,000円、説明欄の障害者福祉費等負担金でありますけれども、これは平成24年度分の障害者医療費、更生医療に係る分、それから障害者自立支援法に基づく自立支援給付費に係る分、国、道から精算に伴う収入190万9,000円であります。

20款町債1項町債6目の臨時財政対策債1節の臨時財政対策債7万4,000円の追加であります。

以上で歳入を終わります、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページは、第2表地方債補正でありまして、これは変更になります。起債の目的は、臨時財政対策債。補正前、補正後であります、利率については変更ございません。補正前の限度額1億5,000万円、補正後が1億5,007万4,000円で、7万4,000円の追加補正となります。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議案第57号の説明に入る前に、56号で一部説明漏れがありましたので、事項別明細書、歳出の9ページをお開きいただきたいと思います。

財産管理費の中で、25節積立金60万円、ふるさと整備基金積立金でありますけれども、これは先ほど歳入で説明した寄附2件の積立金となります。

それでは、議案第57号の説明に移りたいと思います。

議案第57号平成25年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金23節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金1,356万2,000円でありますけれども、これの内訳につきましては、平成24年度分の療養給付費の確定に伴いまして、国及び支払基金へ返還するものであります。まず、療養給付費の関係につきましては、国へ1,204万4,546円の返還、それから退職医療給付費の確定精算に伴う支払基金への返還金が151万6,522円となっております。

9款諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金28節繰出金、国民健康保険直営

診療施設勘定特別会計への繰出金103万1,000円であります。

次、歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目の財政調整交付金1節財政調整交付金、特別調整交付金103万1,000円であります。これは、直診会計への繰出金の財源になるわけですが、今回、直診会計のほうで医療機器購入費として、医療用テレメーター231万7,875円、それと当初予算で計上しておりますけれども、気管支ファイバースコープ77万7,000円、合わせて309万4,875円の3分の1、103万1,000円の特別調整交付金となっております。

それから、9款繰越金1項繰越金1目の繰越金1節の前年度繰越金1,356万2,000円の計上であります。繰越金の額が2,366万5,210円に確定をしております。今回510万3,210円の繰越金の財源留保ということになっております。

以上で議案第57号の説明を終わります。次に、議案第58号の説明に移ります。

議案第58号平成25年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費2項研究研修費1目研究研修費19節負担金補助及び交付金、負担金、会議等負担金で2万円でありますけれども、これは医師2名にかかる学会出席に伴う負担金の追加であります。

それから、2款医業費1項医業費1目医療用機械器具費18節備品購入費、医療用備品231万8,000円、これは資料ナンバー9に資料を添付しておりますので、後ほど参照していただきたいと思いますが、医療用テレメーターを購入したいと思っております。現在のは平成11年に購入いたしまして、14年経過しております。故障しがちであるということで診療に支障を来すということで、今回更新費用を計上させていただいております。

以上で歳出を終わります。歳入4ページをお開きください。

1、歳入。

5款繰入金1項他会計繰入金2目国保事業勘定特別会計繰入金1節国保事業勘定特別会計繰入金、医療機器整備分103万1,000円あります。

それから、6款繰越金1項繰越金1目繰越金1節の前年度繰越金130万7,000円の計上であります。確定額が1,508万2,065円ありますので、今回、計上分を差し引きしますと1,277万5,065円を留保しております。

以上で議案第58号の説明を終わりました、議案第59号の説明に移ります。

議案第59号平成25年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費11節需用費、修繕料92万4,000円。実は、陸別浄化センターの天窓からの雨漏りが発生いたしまして、この建物は平成9年に供用開始しておりまして、16年経過しているということで、経年劣化が進んでおりまして、今回修繕をしないと施設の管理上支障が生じるということで、修繕費92万4,000円をお願いするものであります。

3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費15節工事請負費、下水道工事、汚水枳設置等附帯工事79万2,000円。今回、住宅2戸分の建設に伴いまして、公共枳2カ所を新設する予定でありまして、その費用79万2,000円の計上であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページをお開きいただきたいと思っております。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節の一般会計繰入金、一般会計からの繰入金、財政対策分13万5,000円の減額であります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節の前年度繰越金185万1,000円の追加補正であります。確定額235万1,168円でありましたので、繰越金全額計上となります。

以上で議案第59号の説明を終わりました、次に、議案第60号の説明に移ります。

議案第60号平成25年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

2、歳出。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費1目一次予防事業費8節報償費、謝礼金2万5,000円。これは、介護予防教室講師の謝礼金でありますけれども、健口講座、口のほうです。口内の健康講座でありますけれども、今回、2回を追加をしたいということで、2万5,000円の計上であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目の介護給付費準備基金積立金25節積立金、介護給

付費準備基金1,253万4,000円であります。

5款の諸支出金1項償還金及び還付加算金2目の介護給付費負担金等返還金23節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金361万7,000円。これは、平成24年度分の介護給付費地域支援事業の確定に伴いまして、国へ20万8,015円、北海道へ22万1,915円、支払基金へ50万6,096円、陸別町へ260万8,529円を返還となります。なお、先ほど説明しました一般会計の歳入のほうに、この260万8,529円、一般会計の雑入のほうに入ることになります。

以上で歳出を終わりにして、歳入、4ページをお開きください。

#### 1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目の介護給付費負担金2節の過年度分91万4,000円、介護給付費負担金。これは、24年度確定に伴う追加交付であります。これは、準備基金へ積み立てとなります。それから、2款国庫支出金2項国庫補助金2目の地域支援事業交付金1節現年度分、介護予防事業6,000円。これは、歳出の先ほど説明しました介護予防教室、健口講座2万5,000円ですが、その25%分の6,000円となります。

それから、3款道支出金1項道負担金1目の介護給付費負担金2節の過年度分、介護給付費負担金256万円。これは、24年度分の確定に伴う追加交付であります。この金額についても、準備基金への積立となります。それから、3款道支出金2項道補助金1目の地域支援事業交付金1節の現年度分、介護予防事業3,000円。先ほど説明した歳出、介護予防教室2万5,000円の12.5%分。

それから、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費交付金2節の過年度分、介護給付費交付金186万2,000円。これも24年度分の確定に伴う追加交付でありまして、これも準備基金への積立となります。それから、2目の地域支援事業支援交付金1節の現年度分、地域支援事業支援交付金7,000円。これは、歳出の介護予防教室2万5,000円の29%分。

それから、6款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金3節の地域支援事業繰入金、介護予防事業分で、一般会計から4,000円の繰り入れとなります。それから、6款繰入金2項基金繰入金1目の介護給付費準備基金繰入金1節の介護給付費準備基金繰入金5,000円。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金1,081万5,000円の全額計上になります。これも準備基金の積み立てとなりますけれども、歳出では基金積立は1,253万4,000円となっております。これは、先ほど言いました過年度分の交付金、あるいは繰越金、これらを足したものから歳出の国庫補助金等返還金、これを差し引いた額、1,253万4,000円の基金への積立ということになります。

以上で、議案第56号から第60号までの説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいというふうに思っておりますので、御審議

のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第56号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから14ページまでを参照してください。

ありませんか。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） まず、歳出のほうですけれども、9ページの5目財産管理費の中の15節の工事請負費について、もう少し詳しく説明をしていただきたいなというふうに思います。

分線・川上間の鉄橋の撤去ということの説明でした。25年、26年に2橋ずつ撤去していくということで、この工事費が出たということなのですけれども、冬期間の雇用対策で事業を進めるというのもわかりました。25年、26年で2橋ずつ撤去することにより、分線・川上間の鉄橋は全てこれではなくなるということですね。それで、その後、銀河線の跡地については、あと残っている工作物ですとか、まだ線路が残っているように思っていたのですが、違ったでしょうか。そういったことの撤去だとか、電柱ですとか前からありますね。そういったことで、まだほかに、この区間の中で撤去する分というのは何かあるかということをお尋ねしたいと思います。

それと、11ページの児童福祉総務費のところから13節の委託料ということで、さっき、いろいろな新しい事業の計画を策定して、いろいろ進めていくのだというふうに聞いておりましたが、この計画策定については委託料ということですから、何らかの形でどこかに委託されるのだと思うのですけれども、それまでの流れと、どういうところに委託をしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、もう一つ、同じ目なのですが、7節の賃金のところで、臨時保育士の賃金ということで、未満児が今後ふえていくということで、新しく計上されてくることの説明でも理解をいたしました。働くお母さん、小さい子供を抱えた働くお母さんがふえてきている状況にあるなということは、ここでわかるのですね。それと同時に、例えばこの中に、農村部からこの時間帯に未満児を保育所まで連れてくるというか、預けていくという、その保育を望んでいる方というのはどのくらいいるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 私のほうから、財産管理費の工事請負費の関係と財産の関係の質問でございますが、平成25年度、今回の補正につきましては2橋分ということで、第14と第15利別川にかかる2橋と。来年につきましては、同じく利別川にかかる橋、2橋ということで、全てこれで利別川にかかる橋梁については撤去ということになります。

それと、あと残っている橋の関係でございますが、道の管理河川のほうで1橋ほど残っております。これについては、トラリ方面の橋梁で河川改修計画を持っていますので、そのときに撤去したいという考えでございます。

それと、あと陸別町で管理している橋の撤去予定が4橋ということと、あと、先ほど申し上げました公園の利用だとか、小利別の奥にあるものについては林道として利用をするということで、それについては撤去しないでそのまま利用するということでありますので、そのものについては9橋ほど残っているという状況でございます。

それと、あとレールと枕木の関係でございますが、分線から川上にかけてはレールと枕木については残っております。これにつきましては、過去に撤去したような手法でもって、レールと枕木の財産の売り払いの収入分とその撤去費用と、その差額分ということで、どのようになるのかということは今、積算中でございます。これも近々撤去していきたいというふうに考えております。

それと、電柱につきましては、正直言って、この川上・分線間については立ってはおりますが、今のところ撤去する予定はございません。

以上が、ふるさと銀河線に係る財産の今後の見込みでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） 11ページの計画策定の関係でございます。

資料はナンバー6にございますが、このたびの市町村子ども・子育て支援事業計画の関係につきましては、子ども・子育て関連3法が公布されて、厚生労働省と文部科学省から主体が内閣府にかわっております。この中で、これから取り組む内容については、改めて地域で子育て支援をどんなことができるかというのを洗い直して、計画を町村で策定してくださいということでございます。

今回の委託の中身につきましては、計画策定までではなくて、その前段階のアンケート調査と陸別町内の子育て支援に係る状況調査、それからニーズ調査、こういったものを行うことになっております。この中身につきましては、これからこういう調査をやる業者が何社かあるというふうに聞いておりますので、そちらから提案を受けて、陸別に合った業者さんを選んで委託したいというふうに考えております。

ちなみに、管内では、陸別町と同様に、業者委託でアンケート調査等を行おうと考えているところが13カ所ありまして、ほかの町村の状況も見ながら一緒に進めたいというふうに考えております。

それから、臨時保育士の賃金の関係でございます。農村部からどのくらいかということですが、現在、2歳児で12名の方が利用されておりますが、農村部からは4名。12月までには15名の方が利用される予定ですが、1名ふえまして5名の方が利用される予定となっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 最初の銀河線跡の橋の撤去の件については、計画はわかりました。レールや枕木についても、前回処分したような形で同様にやられるということもわかりました。ただ、枕木については、その後、いろいろと議論があったものなのですけれども、その辺の枕木の処分の仕方だとかそういうことについても、前回あった事例をしっかりと、いろいろなところに影響があるものであったとかということが後でわかって問題になったことがありますので、その辺はしっかりと対策を立てて処分をしていただきたいと思いますというふうに思います。

電柱を残しておくということですから、以前にもありましたけれども、これは処分の方法が、なんか引き取り手がなくて難しいというような話も聞いていました。これも適宜上手にやって進めていただきたいと思いますというふうに思います。あとは、残っているものについては、いろいろと町の今後のために残して、使えるものは使っていくということなので、その辺は効率よく進めていただきたいと思いますというふうに思いました。

もう一つの市町村子ども・子育て支援事業の計画ということで、新たな事業で取り組むということで、今説明を受けた分でわかりました。今後、アンケート調査、それから町内の状況、ニーズにあわせてという、そういう調査をしていくということですから、その中でどのようなことが一番陸別の子育て支援に必要なのかというのは取り上げていただけるのではないかと思います。ぜひ今、子育て中の方々、それを取り巻く方々の意見がしっかりと反映されたものになっていただきますように、調査、その他をお願いしていきたいというふうに思います。業者の選定についても、この地域をよく知っている、理解してくれている人たちをお願いをしたいというふうに思います。

それと、臨時保育士の賃金ですが、これもあわせて、今の新しい事業にも関係していくと思うのですけれども、現況として、来年までにはもう15名にふえていくということで、相当皆さんからのニーズがあるものだなというふうに思っています。ということは、この未満児保育について、時間の関係ですとか、いろいろな形がここで疑問として、それから要望として出てくる分があるのではないかと思いますので、あわせて対策をしっかりといただきたいと思いますというふうに思います。

農村部分について、現況では4名、この後もう一人ふえて5名になっていくのではないかとのことでした。なぜ、ここで農村部の数を聞いたかと申しますと、こういう新規の事業、子育て支援事業に取り組むというときに、農村部からこの未満児を保育所に預けるためには、送ってこなくてはいけないのです。送ってきて迎えに行かなければいけない。農村部から5名ということですから、かなりまた人数がふえてくるのだと思いますけれども、ちょうど送ってくる時間と、それから迎えに来る時間、その農村部の牛を飼っている方々からすれば、搾乳時間ですとか、またその上のお子さんがある家庭ですとか、いろいろなところで、お弁当やらいろいろな対策が必要になってきて、その時間にその未満児を送ってくるということは、大変不便な状況にあるというふうに思います。実際に、その

時間に個々に送ってくるのは大変だという声も聞こえています。だからといって、今のスクールバスに未満児を即乗せて普通の保育園児と一緒にここに来るといってもいかないう状況もあると。未満児であれば、それに見合う対応策をとっていかなければいけないという部分もありますから難しいものはあると思いますが、せっかく新しい事業で、こういう子育て支援事業ということで、市町村子どもとついていますから、その町に見合った形の事業を取り上げていくものに使えるふうになっていくのだと思いますので、こういった未満児の送迎の部分についても、ぜひ入れていただいて検討していただきたい。そういう必要が今あるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） 今回の法律の中では、地方版の子ども・子育て会議などの設置の努力義務も課せられておりまして、前段お話のありましたように、保護者の方とか地域の方の意見を入れながら計画をつくることになっております。ニーズ調査等を行った後、そういったものを踏まえて計画の中に反映をさせていきたいというふうに考えております。

それから、後段の2歳児の送迎の関係等ありますが、そちらについても今回の計画を練る中で、どのようになっていくかというところがいろいろ議論されるかなと思っておりますので、そういった意味では、今回の法律の中で内閣府で出している理念みたいなものがあるのですけれども、この中には、子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩がわりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるように、地域や社会が保護者に寄り添って、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える関係を整えて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくというふうなうたっております。ですから、保護者の意見ばかりを取り入れるのではなくて、地域的にどうなのかということを含めて全体的に考えていく計画となると思いますので、その辺も踏まえて、これから協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） それでは、資料のナンバー5になると思います、老人福祉費の117万8,000円と、国、道支出金の100%補助で高齢者社会に向けた生活支援等の推進事業というようなことで目的が書かれております。このことについても、陸別町は高齢化率も非常に高く、陸別で生活をするのに本当に困窮してきているという、要するに地域で支え合うというような形ができなくなっているような状況になっていると、そういうことで、こういう民生委員だとか社会福祉協議会、町内会等々との関連を持って高齢者を支える地域づくりをするということまでは、そのとおりではないかなというふうに

思います。

それで、一番心配するのは、住民がどんなふうに不安を持っているかということ等を、意見を交換していくということで、3回ほどとかいうことで、先ほどの説明でありました。この方法ですね、要するに、なかなか場所に集まってどうこうということだあって、できないような状況になってきているなというふうに思いますので、その辺の対応をどういうふうにしていかれるのか、その辺についてもう少し詳しくお話ししていただければと思います。

それから、さきの議員がお話ししていました、11ページの臨時保育士賃金等が出てきておりました、この未満児保育ということで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば3歳児、4歳児、5歳児というのが何人ずついるのか、それから2歳、1歳、その未満児の対象となる人がどのぐらい今後推計というのか、そういう中でどういうふうになっていくのか。これを見ましたら、もう9月の段階で12名ということで、15名になるということなのですけれども、ほとんどが対象になってしまって、3歳未満児ということでは対象になるのかなというふうに見えるのですけれども、そうすると、未満児保育というのは、最初の基本的な考え方としては、共稼ぎで、やはり見ていけないというような問題でクリアしていたと思うのですよね。そうすると、これからの子どもたちというのは、もう陸別は共稼ぎの人がほとんどだということになれば、いろいろ条例の部分での改正だとか、その辺のことにもかかわるのかなというふうな部分もありますので、その辺についてもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） 前段の資料ナンバー5にあります住民参加型高齢者生活支援等推進事業の関係で、住民がどのように不安を持っているか、どのようにこれから住民との意見交換をしていくかということでございます。

具体的に、今、町で考えているのは、介護を支える会というものをつくって、各関係者、それから高齢者の方、地域の方を入れて、地域全体で介護について考えていきたいというふうに考えております。これらの会議を今後立ち上げて、利用者と会話をしたり、あとボランティアをどのようにつくるかですとか、それから介護をしている方、事業者の方とか、それから自宅で介護をしている方、そういった方の意見を交換できる場所を設定したいというふうに考えております。この中でいろいろ問題点が出てくると思いますので、そういったところから少しずつ解消できるところをしていくように心がけていきたいということでございます。

保育所の未満児の保育の関係です。3歳から5歳までについては、5歳児が14名、4歳児が18名、3歳児が15名となっております。学年で2歳児、1歳児につきましては、18人、18人おります。これから、これらが上がってきますので、いずれにしても20人未満の子供たちが3歳児、4歳児というふうにならっていくことになるかと思っております。2歳児の保育につきましては、これから計画を練ることになりますけれども、厚生労

働省でやる保育所の関係につきましては、6カ月から保育をすることとなっております。ただ、基準としては、あくまでも共稼ぎ等で、家庭で保育に困難がある方ということになっておりますので、これらについて国の基準とあわせてどういうふうになってくるかということになるかと思えます。

今回の3法が制定されたことによって、かなり全国が同じような考え方になってくる可能性があります。これらを解消するために、例えば認定こども園ですとか、認可保育所にしたらいいですとか、いろいろなことがこれから考えられてくるかなと思えます。道等と協議をしている中では、陸別については認可保育所とほぼ同等の保育が行われていますよというふうに言われていますので、あと年齢の拡大等につきましては、これから計画等、それから道や国の指導等をいただきながら検討される事項になってくるというふうに、今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） さきの住民参加型高齢者生活支援のことについては、今の話でいくと介護を支える会ということなのですけれども、介護の認定を受けた方ということしていくのだろうか。それとも、例えば、陸別で独居でも一人で元気でおられる方もいるのですけれども、それらの方の将来の不安に対しての意見というのはどういうところで聞いていくのか。将来、そういう人たちだって認知症や、そういういろいろな形になっていって介護を受ける形になるような人が多いと思うのですよね。そういう人の意見をどういうふうに聞いていくかということが非常に大事ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺について再度お聞きします。

それから、先ほど2歳児で18名中15名になるということで、もうほとんど大半が、要するに未満児保育に入ってきているような状況になるし、また1歳の人にしても18人というようなことでいけば、これらの人たちを受け入れる形というのは、次のほうに出ている子ども・子育て支援事業の関係が整理されていって、共稼ぎ以外の方もそういうふうになるのかなというふうには思えるのですけれども、その辺については、これからの動きによって変わるということで押さえていてよろしいのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（早坂政志君） まず、保育所の関係を先に説明させていただきます。

先ほど、2歳児と1歳児で18名、18名という説明をさせていただきましたが、陸別町の場合、2歳になった次の月から保育所に2歳児として受け入れしておりますので、実は2歳と1歳の合わせて36名のうち15名の方が、今回12月までに利用されるという予定になっております、ですから半分程度。いずれにしても、少ない数ではないかなと思っております。

それから、計画の中で、これから未満児の保育の関係、共稼ぎの関係を考えられるかと

ということなので、それにつきましても、今後、これからあわせて考えていきたいというふうに考えております。

住民参加型の関係で、介護を支える会についてですけれども、こちらについては地域全体で介護について考えましょうという会を想定しています。ですから、介護されている方だけではありません。地域の方、自治会の方ですとか、そういうことに興味を持っているとか、携わりたいというような人の意見も聞きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これで、質疑いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条地方債の補正について、質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なしと認め、これで終わります。

これから、議案第57号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正の全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第58号平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第59号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号平成25年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号平成25年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の議決

---

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎散会宣告

---

○議長（宮川 寛君） 本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時46分